



問 空き家対策について

答 空き家等の有効活用、さらには良好な住環境の確保、定住の促進を図りつつ、地域の活性化に努めていく

今後、空き家バンク、区域指定制度、PFI事業を3本柱としての対策が肝要と考えるが。

問 現状の空き家の内訳、内容は。

生活安全課長 現在の空き家件数は109件あり、世帯数に対する空き家率は3.15%となっています。区域区分につきましては市街化区域28件、市街化調整区域81件となります。

問 空き家の把握はどのようにしているのか。

生活安全課長 各行政区長の皆様に、空き家調査等にご協力をいただくとともに、担当職員による目視での現地調査や住民登録並びに上下水道の使用の有無により把握しています。

問 空き家バンクの進捗状況は。

生活安全課長 五霞町空き家バンクは、公益社団法人茨城県宅地建物取引業協会と「空き家バンク媒介に関する協定」を締結し、昨年7月に開設しております。現在、空き家バンクへの登録はありません。

んが、制度の内容や登録方法に関する問い合わせは、これまでに6件ほどいただいています。

問 空き家対策の助成金の内容は。

生活安全課長 現在、建物の老朽化により周辺の防災及び衛生並びに生活環境の保全に悪影響を及ぼす可能性のある空き家の解体に必要な経費に対する助成金として、最大30万円の補助を行う五霞町老朽空き家解体費補助金があります。

問 建物解体後の住宅地に対する固定資産増税を一定期間延長する優遇措置ができないか。

町民税務課長 住宅を取り壊すことで、※特例措置が適用されなくなることから、空き家対策の一環として、取り壊してから一定の期間、特例を延長する市町村もあります。当町における軽減措置の延長については、国による法改正等の動向を注視しながら課税の公平性と財源確保といった観点を踏まえ、総合的に検証していきたいと考えています。

※特例措置とは…固定資産税を、200㎡以下の部分（小規模住宅用地）は課税標準額の6分の1に軽減／200㎡超の部分（一般住宅用地）は課税標準額の3分の1に軽減

